

以下の【事案】を読み、【設問】に答えなさい。

【事案】

1 M県S市では、令和7年（以下同じ。）3月下旬から5月上旬にかけて、何者かが建設工事現場に設置された仮設事務所に侵入した上、現金や食料品等を窃取するという住居侵入・窃盗事件が合計18件発生した。

警察官Pらが捜査を進めたところ、これらの事件のうち、5月1日にS市内の仮設事務所Aで発生した住居侵入・窃盗事件（以下「A事件」という。）の現場において、犯人が遺留したと思われる使用済みの割り箸（以下「本件割り箸」という。）が発見された。Pらは、犯人が同事務所で食料品を窃取し、その場でそれを食べた後、使用済みの割り箸を捨てた可能性が高いと判断し、本件割り箸を領置した。

Pらは、科学捜査研究所に対し、本件割り箸の鑑定を囑託したところ、鑑定の結果、本件割り箸に唾液の付着が認められ、そのDNA型が明らかになった。Pらが警察のDNA型データベースと照合したところ、本件割り箸に付着した唾液のDNA型は、同データベースに登録されているDNA型のいずれとも一致しなかった。

これを受け、Pらは、これまでDNA型鑑定の対象となっていない者に捜査の対象を絞り込み、犯行手口や前科・前歴等に基づき捜査を進めたところ、S市内の河川敷にテントを設置し、ホームレスとして生活しているXが被疑者として浮上した。

2 Pらは、本件割り箸に付着した唾液のDNA型とXのDNA型が一致するか否かを確認するため、XからDNAサンプルを採取したいと考えた。

しかし、Pらは、この段階では、A事件に関するXの犯人性を疎明しうる証拠を十分に収集できていなかった。このため、Pらは、A事件につき、Xに対する逮捕状やXのテント等に対する搜索差押許可状を請求することは困難と判断した。また、Xのテントは周囲に視界を遮る障害物等がない場所にあり、Xに気付かれずにテント付近に接近するのは困難であったことや、Xが多数の猫を飼っており、Xの体液等と猫の体液等が混和する危険があったことから、Pらは、Xのテントの周辺に捨てられているごみ等からXのDNAサンプルを採取することは困難と判断した。

3 そこで、Pらは、Xに直接接触し、DNAサンプルを採取する目的を秘して、持参した紙コップで麦茶を飲むよう勧め、Xが麦茶を飲んだ後、Xが使用した紙コップを回収し、紙コップに付着した唾液からDNAサンプルを採取する方針を固めた。

5月15日午後3時頃、Pら3名の警察官は、いずれも私服（警察官の制服ではな

2026（令和8）年度  
東北大学法科大学院入学試験 一般選抜（後期）  
試験科目：刑事法（刑事訴訟法）

い服）を着た上、Xのテントに赴き、Xに対し、「我々はS市の職員です。ホームレスの方々の生活の実態を調査していますので、お話を聞かせてください。」と声を掛けた。Xは、PらがS市の職員であると信じ、Pらとの会話に応じた。

間もなく、Pは、持参した市販の使い捨て用の紙コップ（以下「本件紙コップ」という。）に麦茶を入れ、「麦茶でも飲みませんか。」と申し向けた。Xは、本件紙コップを受け取り、麦茶を飲み干した。そこで、Pは、「紙コップは、我々がごみとして捨てておきますので、渡してください。」と述べた。Xは、Pらが本件紙コップをごみとして処分するものと信じ、本件紙コップをPに手渡した。

Pらは、回収した本件紙コップを警察署に持ち帰り、科学捜査研究所に対し、本件紙コップの鑑定を囑託した。鑑定の結果、本件紙コップに付着した唾液のDNA型が、本件割り箸に付着した唾液のDNA型と一致することが判明した。

**【設問】**

**【事案】** 3に記されている捜査の適法性について論じなさい。